

特定商取引法・預託法改正等について

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。

特定商取引法の主な改正内容

1 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

- 定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化
- 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止
- 上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加

2 送り付け商法対策

- 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（改正前では消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に）



一方的に商品を送り付け

(注文していない場合)



3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設（預託法も同様）
- 行政処分の強化等

預託法の主な改正内容

1 販売預託の原則禁止

- 販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定
- 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設
- ※ 預託等取引契約：3か月以上の期間にわたり物品の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約するもの
- ※ 例外的に認める場合には、厳格な手続の下、消費者庁が個別に確認

＜販売預託のスキーム＞



2 預託法の対象範囲の拡大

- 現行の預託法の対象の限定列挙の廃止→全ての物品等を対象に

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 行政処分の強化等

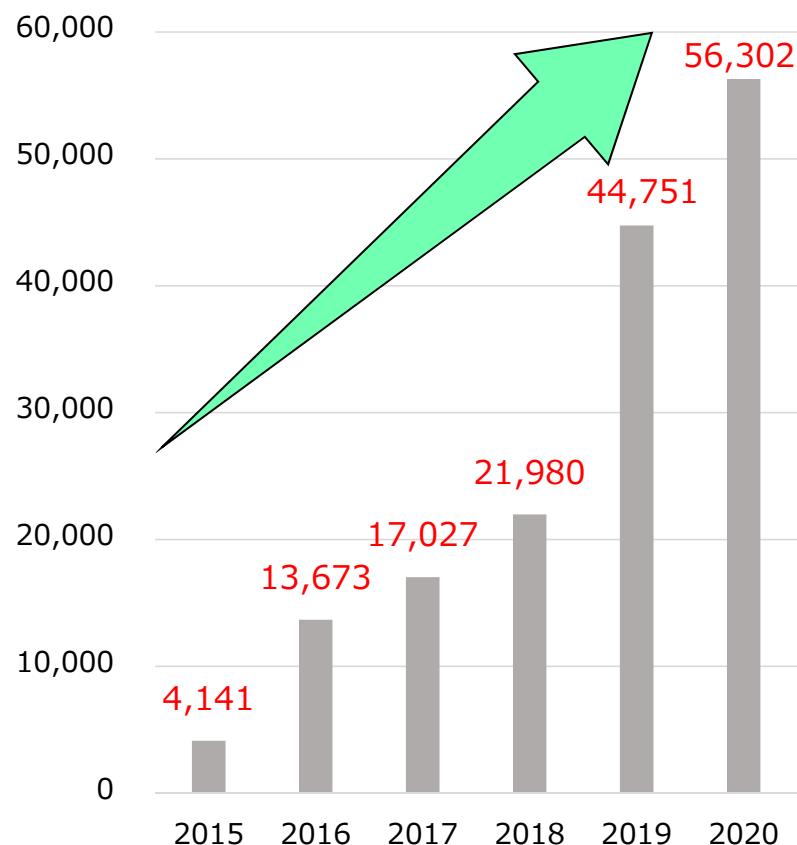
消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するために、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に

詐欺的な定期購入商法について

- 「定期購入」に関する相談件数は近年急激に増加
- 2020年の定期購入に関する相談件数の9割以上が、インターネット通販によるもの

「定期購入」に関する消費生活相談件数の推移



(注1) PIO-NETに登録された消費生活相談件数
(注2) 2020年12月31日までに登録された件数

- 詐欺的な定期購入商法として、

- ・「初回無料」「お試し」と書いておきながら、実際には定期購入であることが条件だった
- ・いつでも解約可能といっておきながら、実際に解約に細かい条件がある

といった手口が多い。



定期購入であることや
解約条件が、非常に小さい
文字で書いている。

※全く書いていないことも

詐欺的な定期購入商法に係る法改正の概要

改正事項 1

通信販売の申込みに係る最終確認画面等において、

定期購入の条件を表示しない場合等

①一定の事項（※）を表示するよう義務付け

定期購入でないと誤認させるような表示をする場合等

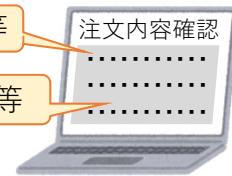
②契約の申込みとなることや一定の事項につき、人を誤認させるような表示を禁止

※商品等の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項等

⇒①に違反して表示すべき事項を表示しなかった場合や不実の表示をした場合、

②に違反して誤認させるような表示をした場合には、

いずれも、行政処分のみならず直罰の対象に



改正事項 2

通信販売において広告をする際に義務付ける表示事項として以下の内容を追加

①申込みの期間に関する定めがある場合は、その旨とその内容

②役務提供契約の解除等に関する事項

改正事項 3

通信販売に係る契約の解除等を妨げるため、当該契約の解除等に関する事項等につき、

不実のことを告げる行為を禁止

⇒違反した場合には、行政処分のみならず直罰の対象に

改正事項 4

「改正事項 1」の規定に違反する表示により消費者が誤認して申込みをした場合の取消権を創設

改正事項 5

「改正事項 1」及び「改正事項 3」の規定に違反する行為を適格消費者団体の差止請求の対象に追加

詐欺的な定期購入商法に係る最近の行政処分事例について

最近の行政処分事例

- 株式会社T O L U T O (株式会社e. Cycleから商号変更)
処分日：令和元年12月25日
処 分：業務停止命令3か月及び指示（併せて、個人に対する業務禁止命令3か月）
- 株式会社アクア
処分日：令和元年12月25日
処 分：指示
- 株式会社G R A C E
処分日：令和2年1月21日
処 分：指示
- 株式会社w o n d e r
処分日：令和2年8月6日
処 分：業務停止命令6か月及び指示（併せて、個人に対する業務禁止命令6か月）
- 株式会社K a n a e l
処分日：令和2年12月17日
処 分：業務停止命令6か月及び指示
- 株式会社S u p e r B e a u t y L a b o
処分日：令和3年1月13日
処 分：業務停止命令3か月及び指示（併せて、個人に対する業務禁止命令3か月）
- 株式会社L I B E L L A ※過去に行政処分した法人（株式会社GRACE、株式会社wonder、株式会社Kanael）の通信販売事業を統括
処分日：令和3年7月15日
処 分：業務停止命令9か月及び指示（併せて、個人に対する業務禁止命令9か月）

(注) いずれも、特定商取引法第14条第1項第2号の意に反して契約の申込みをさせようとする行為をしていたもの

インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドラインの見直しについて

①見直しの経緯

令和2年6月

消費者委員会の「悪質なお試し商法」に関する意見

※消費者庁において早急に講すべき事項として、ガイドラインの見直しを挙げ、以下のような検討項目を列記

ア 販売業者が、初回をお試し価格とする定期購入契約の申込みを受ける場合においては、購入者が、申込みの最終確認画面において、定期購入契約の申込みをするに当たって消費者の重要な考慮要素となる条件の全てを明瞭に判読し、適切に理解できるよう表示すること。

例えば、当該定期購入契約に係るお試し価格等以外のその他の契約条件の表示につき、①お試し価格等の表示と同等の又は当該表示よりも目立つ色、フォント及びフォントサイズで行うこと、②お試し価格等の表示が含まれる画面表示からスクロール又は切替えを要さずに済む同一画面内で表示すること、③お試し価格等の表示との距離を開けずに近接して表示することを満たす必要がある旨を確認的に追記すること等が考えられる。

イ 特商法施行規則第16条第1項第1号及び第2号で定める行為に該当しない画面例又はこれらの行為に該当する画面例を示すに当たっては、一般化又は抽象化した体裁だけではなく、「悪質なお試し商法」を行う事業者の販売サイト等における実際の画面例を参考にしながら、具体的な画面例の追加を示すことも含めて検討すること。

令和2年8月

「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」報告書

(本文抜粋) 現状では、「定期購入」に関する消費生活相談の9割以上がインターネット通販によるものであることも踏まえ、特定商取引法に基づくガイドラインである「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」の見直しを早期に実施するとともに、法執行を強化する必要がある。

令和3年6月29日

インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドラインを改定・公表（→令和3年6月30日から運用開始）

②見直しのポイント

①本文中、意に反して契約の申込みをさせようとする行為に該当するおそれがある例の記載として、定期購入契約の内容について容易に認識できないほど「離れた場所に表示」されている場合としていた部分を、「容易に認識できない方法（表示の位置、形式、大きさ及び色調等）で表示」と記載

②画面例に注目すべきポイントを明記

③実際の処分例も参考にしながら画面例を追加（画面例10）

【画面例10】（第1号及び第2号に該当するおそれのある表示の一例）

「お試し価格」の表示や初回代金の表示のみを強調しているにもかかわらず、これらの表示と比較して、定期購入契約の主な内容について小さな文字でしか表示していないもの

通常価格 3,300円 → 1,100円 (67%OFF!)

商品説明

送り付け対策に係る法改正の概要

○新型コロナウイルス感染症を受けて、在宅する機会が多くなっている中で、消費者を狙って、売買契約がないにもかかわらず、勝手に商品を送付して代金を得ようとする「送り付け商法」に関する消費生活相談が増加している。

※2019年度：3,087件→2020年度：6,673件（2021年6月30日までにPIO-NETに登録された消費生活相談件数）

○従来、送り付け商法に関して、以下のいずれかの期間が経過した場合には、販売業者は商品の返還を請求することができないとされていた。（当該期間の経過後は消費者が勝手に処分してもよいこととなる）
⇒以下のいずれかの期間は、消費者は商品を保管しなくてはならなかった。

①商品送付後14日

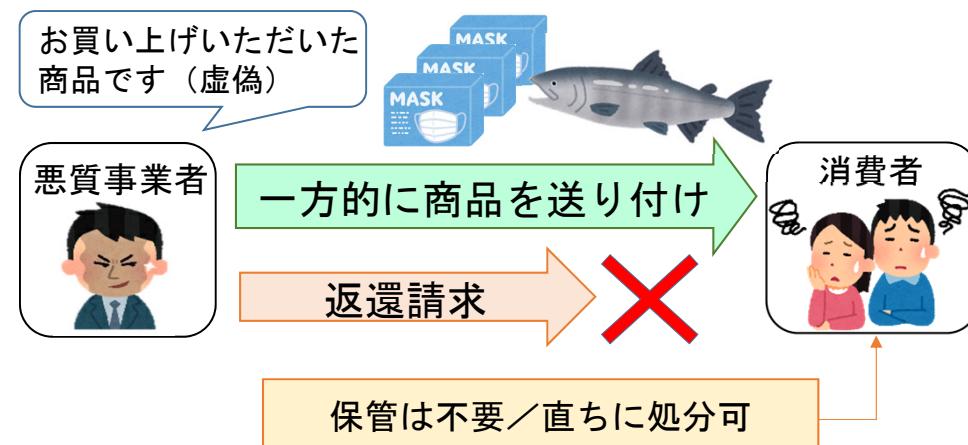
②消費者が販売業者に対して商品の引き取りを請求した場合には、その請求の日から7日

改正の概要

○売買契約に基づかないで送付された商品について、販売業者がその商品の返還を請求できる期間を撤廃



○売買契約が成立していないのに成立したと偽って商品を送付した場合についても、販売業者はその商品の返還を請求することができない



※送り付け商法については、契約が成立していないため、消費者は代金を支払う必要はない。また、誤って支払ってしまった代金は返還請求できる。

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会の開催について

1. 開催趣旨

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が本年6月16日に公布されたところ、特定商取引に関する法律等に規定されている、販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付について、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等に代えてその記載事項を電磁的方法により提供することができることとなる。

この電磁的方法による提供について広く関係者の意見を聞き検討するため、消費者庁において、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の構成

河上正二氏（東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授）を座長とし、消費者団体、事業者団体、デジタル分野等の有識者から構成する。

3. 主な検討事項

契約書面等に代えてその記載事項について電磁的方法による提供が可能な場合の

- (1) 消費者からの承諾の取り方／(2) 電磁的方法による提供の在り方

4. スケジュール

○令和3年7月30日（金）に
第1回を消費者庁において開催。

○令和4年春頃を目途に取りまとめを行う。

5. 備考

○検討会は原則として公開で行う。

○検討会の庶務は、消費者庁取引対策課において処理する。

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 委員等名簿

河上 正二（座長） 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授

池本 誠司 弁護士（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、池本法律事務所）

小田井 正樹 公益社団法人日本訪問販売協会事務局長

鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

川口 洋 株式会社川口設計代表取締役

河村 真紀子 主婦連合会会長

高芝 利仁 弁護士（高芝法律事務所）

福長 恵子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東京相談室副室長

正木 義久 一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長

増田 悅子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

村 千鶴子 一般財団法人日本消費者協会理事長

（敬称略、座長を除き五十音順。肩書は令和3年7月1日現在）

※このほか、オブザーバーとして、経済産業省が参加。

（事務局）消費者庁取引対策課

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 進め方

令和3年7月30日

令和3年8月～

令和4年春頃

検討会 第1回会合

- ワーキングチームの設置
- ヒアリングの進め方

ワーキングチーム会合

- 承諾の実質化等について、月1回程度の頻度で、計5～6回程度を目途にヒアリングを実施

ヒアリング内容の取りまとめ

検討会 第2回会合 第3回会合

- ワーキングチーム報告
- 検討会取りまとめ

検討会後

- 令和4年春～
- ・政省令策定
 - ・意見公募手続

- 令和4年夏～
- ・政省令成案公表
 - ・周知・広報
 - ・事業者による施行準備

令和5年春～夏
法律施行
(書面部分)

※ヒアリングや議論の状況により変更の可能性がある。

- 検討会の下に、検討会の一部委員で構成される少人数のワーキングチーム（WT）を設ける。
- 消費者団体、事業者団体、デジタルの専門家等から幅広くヒアリングを行い、論点を整理して検討会に報告することを任務とする。
- 構成員は、鹿野委員（主査）、池本委員、高芝委員。
*消費者庁審議官も出席

ヒアリング事項

- 真意に基づく承諾を確保する方法（承諾の実質化）
- 電磁的方法による提供の方法（高齢者等対策を含む。）

等

ヒアリング対象

- 消費者団体
 - 弁護士・弁護士団体
 - 事業者団体
 - デジタル技術の専門家
- * 検討会委員となっている団体等は原則対象。
* 参考となる他の制度の関係者も含み得る。
* なお、詳細はWTにおいて決定。

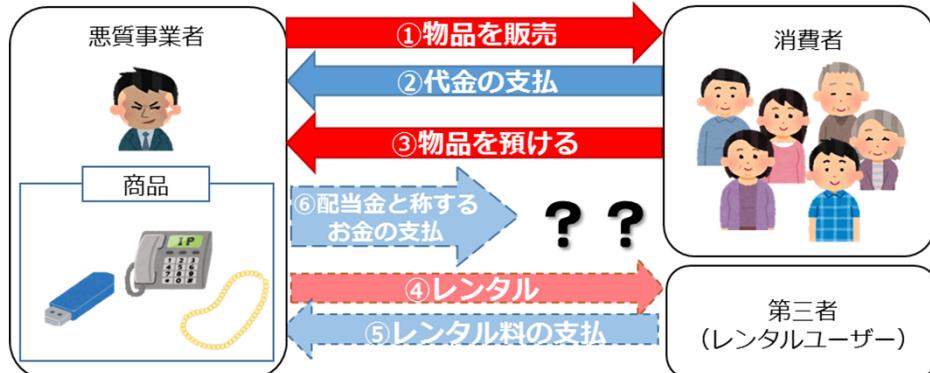
開催方法

- 原則公開・オンライン開催
- おおむね1月に1回程度
- 5～6回程度目途

預託法の改正（販売預託の原則禁止）

●販売を伴う預託等取引（販売預託）による大規模な消費者被害が発生

＜販売預託の仕組み＞



＜過去の事件＞

事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額
豊田商事事件	1982年～1985年	金地金	約29,000人	約2,000億円	約690万円
安愚楽牧場事件	1997年～2011年	子牛	約73,000人	約4,200億円	約575万円
ジャパンライフ事件	～2018年	磁気治療機器	約7,000人	約2,000億円	約2,571万円

消費者委員会「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての調査報告」参照

販売預託には、消費者被害を発生させる問題点が多く存在、かつ、実際に大規模な被害も発生



改正の概要

●販売預託を原則として禁止する

*例外的に、内閣総理大臣（消費者庁）の厳格な確認を受けた場合に限り、勧誘等及び契約の締結等が可能

●確認を受けないで締結等した契約（売買契約及び預託等取引契約）は無効

万が一、確認を受けないで勧誘等又は契約の締結等をした場合は、厳正な罰則

（個人の場合は5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、法人の場合は5億円以下の罰金）

預託法の改正（規制の対象範囲の拡大）

現行法の内容

※物品=有体物たる動産

- 現行法の規制の対象は政令で指定された物品のみ（「特定商品制」）

＜現行法の規制対象となる物品（政令で指定されたもの）＞

- ①貴石（例：ダイヤモンド）、半貴石（例：水晶）、真珠、貴金属（例：金、銀、白金）
それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品
- ②盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物
- ③哺乳類、鳥類に属する動物（人が飼育するもの）
- ④自動販売機、自動サービス機
- ⑤動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないもの）で人が摂取するもの（医薬品を除く）
- ⑥家庭用治療機器



被害の実態に応じて政令で物品を個別に指定
⇒ 規制が「**後追い**」になる課題
★例えば、USBメモリが対象になる事案あり

＜事例＞

複数種類のアプリケーションが読み込まれたとされるUSBメモリを購入させた相手方から賃借し、第三者に利用させた上で、相手方に賃借料を支払うとされていたが、賃借料の支払に十分な利用実態はなかった



改正の概要

- 特定商品制を廃止し、対象範囲を「**全ての物品**」に拡大